

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

| 物品役務等の名称及び数量   | 契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                           | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)  | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率    | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|--|---|----------|--|---------------|--|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
|  |   |          |  |               |  |            |            |        |          | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 令和4年度 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業(実証事業)「広島空港を起点とした広域周遊促進実証事業」一式 | 支出負担行為担当官<br>中国運輸局長 益田 浩<br>中国運輸局<br>広島県広島市中区上八丁堀6-30 | R4.7.1   | (公財)中国地域創造研究センター<br>広島県広島市中区小町4-33               | 8240005012380 | 会計法第29条の3第4項<br>予決令第102条の4第3号<br>本業務は、企画競争を実施し、優れた創造性、高度な技術力、豊富な知識及び経験、確実な業務執行体制性の観点から高い評価を受けて選定された左記事業者と随意契約を行うものである。   | 14,998,667 | 14,998,667 | 100.0% | -        | 公財      | 国認定           | 5者      |    |
| 国土数値情報における都市計画情報の充実方策に係る検討調査業務                           | 支出負担行為担当官<br>都市局長<br>天河 宏文<br>東京都千代田区霞が関2-1-3         | R4.7.11  | 共同提案体(代表者)<br>(公財)都市計画協会 他2者<br>東京都千代田区紀尾井町3番32号 | 5010005018899 | 会計法第29条の3第4項<br>予決令第102条の4第3号<br>本業務では、国土数値情報として公開されている都市計画区域や用途地域、立地適正化計画の区域等の都市計画決定情報のGISデータについて、データ項目の充実や定期的かつ効率的な更新手法等を検討するとともに、全国データの追加・更新を行うものである。<br>本業務の履行にあたっては、現在の国土数値情報の整備範囲、属性項目、品質基準等に準拠した全国のGISデータの整備や、効率的な更新手法等を検討するための高度な知識・技術を有していることなどが必要であり、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、配置予定者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程表、その他、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、その手続きを行ったところである。<br>企画競争実施のため、令和4年5月26日から6月15日までの期間、庁舎内掲示板および調達情報公開システムにて本調査に関する企画を募集したところ、8者が業務説明書の交付を求め、6月15日までに1者から企画書の提出があった。提出のあった1者の企画書の内容について、評価者3名による書類審査を行い、「企画競争実施委員会」および「企画競争有識者委員会」に諮った結果、国土数値情報における都市計画情報の充実方策に係る検討調査業務共同提案体が、本業務について適切な企画提案が行われており、本調査を確実に遂行できる能力を有していると判断できることから同者が特定された。<br>したがって本業務については、会計法29条の3第4項および予算決算および会計令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を行うものである。 | 19,998,000 | 19,998,000 | 100.0% | -        | 公財      | 国認定           | 1者      |    |

| 物品役務等の名称及び数量               | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                     | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                           | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)   | 予定価格(円)   | 契約金額(円)   | 落札率    | 再就職の<br>役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|----------------------------|--|----------|---|---------------|---|-----------|-----------|--------|--------------|---------|---------------|---------|----|
|                            |  |          |   |               |   |           |           |        |              | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 令和4年度 軌道整備推進に関する調査・分析・検討業務 | 支出負担行為担当官 丹羽 克彦<br>国土交通省道路局<br>東京都千代田区霞が関2-1-3   | R4.7.14  | 共同提案体<br>(公社)日本交通計画協会 他1者<br>東京都文京区本郷3-23-1 | 8010005003758 | 本業務は、国内におけるサイドリザベーション方式を採用する路面電車の事例を調査し、今後の採用検討時の基礎資料とする。また、今後の軌道法許認可に活用するため、軌道法許認可路線の諸元等を調査・整理するものである。実施にあたっては、軌道についての社会的ニーズや技術動向、関係法令等の位置づけ、課題とその対策に関する豊かな経験と高度な知識が必要である。このことから、技術者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法について広く提案をしていただき、それを評価し、優れた提案を特定する企画競争に基づき提案書の審査を行った。その結果、上記相手方は、国及び地方公共団体、軌道事業者等との数多くの事業実績を有しており、業務に対しての理解度が高く、企画提案においても軌道事業者へのアンケートを実施し、危険性の高い状況及び事故減少に向けた取り組み事例についてはヒアリングにて詳細に収集・整理するなど、具体的な手法の提案がなされていた。また、計画規模、構造的特徴、影響の範囲等に応じ、道路交通の影響からみた課題の抽出及び必要な対応策の検討・整理を行うなど、実現性の高い提案がなされたことから、本業務において十分な知識があると評価し、本業務を遂行し得る業者であると認められた。以上のことから、本業務を履行できるのは上記相手方のみであるため、随意契約を締結するものである。<br><br>根拠条文<br>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号   | 9,999,000 | 9,966,000 | 99.7%  | -            | 公社      | 国認定           | 1者      |    |
| 令和4年度改正半島振興法の施行状況の評価のための調査 | 支出負担行為担当官<br>国土交通省国土政策局長 木村 実<br>東京都千代田区霞が関2-1-2 | R4.7.15  | (公財)未来工学研究所<br>東京都江東区深川112-6-11             | 4010605000134 | 会計法第29条の3第4項<br>予算令第102条の4第3号<br>半島地域は、三方を海に囲まれた特異的な地形から、古くから漁業や海上輸送等の拠点として発展してきた。また、火山活動に伴う地形の隆起等の成り立ちから、独自の自然環境や文化を形成しており、これらの豊富な地域資源を活かした優れた特産品が存在する。一方、半島地域は、平地に乏しすぎないなどの厳しい条件から、主要交通機関へのアクセスが容易でない、人口の流出に悩まされているなどの課題がある。このような半島地域を活性化するため、国は「半島振興法(昭和60年法律第69号)」を制定し、同法に基づき半島振興対策地域に指定された地域の振興を図っている。具体的には、各道府県が、同地域を振興するために概ね10年間を計画期間とする半島振興計画を作成し、主要大臣の同意を得ている場合に、様々な支援措置を講じており、現在の半島振興計画は平成27年度に作成されたものとなっている。同法は、10年間の期限立法として制定され、これまでに国の延長がなされており、直近の平成27年度改定においては、多様な主体が連携・協力して実施する事業に対する助成措置に関する規定(第8条の2)や、市町村が「半島振興推進計画」を作成した場合に国が支援するスキームに関する規定(第9条の2から第9条の11)等が新たに導入されたところである。令和4年度で改定から7年が経過するため、引き続き現行法の施行状況を確認するとともに、今後の半島振興施策のあり方について検討していく必要がある。このため、本調査では、令和4年度末の法施行を念頭に置きながら、国において現行法の施行状況の評価のために必要となる以下の事項について調査を行う。<br>○他の条件不利地域の振興策との比較等<br>○半島振興法の法期間に向けた調査事項等の検討<br><br>したがって、本業務の実施にあたっては、半島を含む条件不利地域の社会的・経済的状況や地域振興施策に関する専門的な知見のほか、税制に関する専門的な知見を有していることが求められる。<br>上記案件を単に法的に調査を遂行し、得る者を選定する企画競争を実施することとし、企画提案書の募集を行ったところ、3社から応募があった。各企画提案書の内容をそれぞれの実現性、実現性、独創性、配置予算相当等の経験及び能力、手持ち業務件数、実績事例、実施期間の観点から比較検討したところ、公財財団法人未来工学研究所からの提案が、本調査の目的としている事項の検討・分析等の方法についてよく理解を、的確かつ具体的に示されており、企画提案書審査委員会において最優秀と認められ、応募者の中から、企画競争委員会において本業務を実施するにあたり最も効果的であると認められた。このため、同社を契約相手先と特定し、その企画提案をふまえた仕様書を作成し、契約手続きを行うものである。<br>以上から、本業務については契約の性質及び目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第29条の3第4項の予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、同社と随意契約するものである。 | 5,018,200 | 4,999,500 | 99.63% | -            | 公財      | 国認定           | 3者      |    |

| 物品役務等の名称及び数量  | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                           | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                                 | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)   | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率    | 再就職の<br>役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---|--|----------|---|---------------|---|------------|------------|--------|--------------|---------|---------------|---------|----|
|   |  |          |   |               |   |            |            |        |              | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 不動産鑑定評価における災害リスク及び災害対策の反映方法についての検討調査                | 支出負担行為担当官<br>不動産・建設経済局長 長橋 和久<br>東京都千代田区霞が関2-1-3       | R4.8.3   | (公社)日本不動産鑑定士協会連合会<br>東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX<br>TTビル | 7010405010470 | 会計法第29条の3第4項<br>予算決算及び会計令第102条の4第三号<br><br>本件は、日本における近年の不動産市場に対応した鑑定評価基準の課題等を抽出し、有識者等へのヒアリング等の分析を行い、その課題に対応する対応策の検討を行うものであり、不動産の鑑定評価及び不動産市場について専門的かつ高度な知識が必要である。<br>このことから、価格中心による一般競争には馴染まないため、本業務の実施者の選定においては企画競争を実施することがふさわしいと判断し、企画提案書の公募を行ったところ、3者から企画提案書が提出された。<br>企画提案書を審査した結果、実施方針、特定テーマに係る提案、実施体制の充実度、担当予定職員の適性等が的確であると認められた公益社団法人、日本不動産鑑定士協会連合会を本業務の実施者として最適切者と判断し特定したものである。<br>よって、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、公益社団法人、日本不動産鑑定士協会連合会と随意契約するものである。   | 5,189,417  | 4,889,500  | 94.2%  | -            | 公社      | 国認定           | 3者      |    |
| 令和4年度観光地域動向調査事業<br>「しまなみ海道を中心とした観光動向に関する調査事業」<br>一式 | 支出負担行為担当官<br>中国運輸局長 益田 浩<br>中国運輸局<br>広島県広島市中区上八丁堀6-30  | R4.8.4   | (公財)中国地域創造研究センター<br>広島県広島市中区小町4-33                | 8240005012380 | 会計法第29条の3第4項<br>予算決算及び会計令第102条の4第三号<br>本業務は、企画競争を実施し、優れた創造性、高度な技術力、豊富な知識及び経験、確実な業務執行体制性の観点から高い評価を受けて選定された左記事業者と随意契約を行うものである。  | 1,689,600  | 1,689,600  | 100.0% | -            | 公財      | 国認定           | 3者      |    |
| 令和4年度 鉄道の基礎構造物の設計に関する調査研究                           | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房会計課長<br>須藤 明夫<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R4.8.30  | (公財)鉄道総合技術研究所<br>東京都国分寺光町2-8-38                   | 3012405002559 | 鉄道構造物の設計に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付国土交通省令第151号)」第24条の附則基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位置付けられている。<br>構造物の設計は、その構造物を含む鉄道システムによって、安全および安定的な輸送の確保を図ることを目的としている。<br>先般、この目的がより明確になるように、設計標準については、すべての鉄道構造物の設計を対象に共通となる原則を「基本原則編」とし、その下に構造物の種別ごとに設計の方法、作製、構造解析、照査の方法等を規定した「構造物・構造要素編」、更に構造要素を構成する部位・部材に関する事項を規定した「部位・部材編」とした3層となる新たな体系を整理したところである。<br>「構造物・構造要素編」として構りより整備を進めており、「部位・部材編」としてコンクリート構造編、支承構造編を取りまとめた。引き続き、構りよりの部位である基礎構造物を本体系に組み入れる必要がある。また、併せて構造解析モデルの高度化、要求性能に対する照査指標や設計限界値の高度化など現行の課題に対応するための調査研究を行い、新たな基礎構造物の設計標準の整備が求められている。<br>このような調査の目的及び内容を鑑みれば、本請負事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見が求められるものである。<br>以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合的かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所はこうした研究機関であり、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を全て作成し、作成の基礎である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている階層と、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 19,995,253 | 19,910,000 | 99.6%  | -            | 公財      | 国認定           | 1者      |    |

| 物品役務等の名称及び数量                              | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                           | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)  | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率   | 再就職の<br>役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---|--|----------|---------------------------------|---------------|--|------------|------------|-------|--------------|---------|---------------|---------|----|
|   |  |          |                                 |               |  |            |            |       |              | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 令和4年福島県沖地震に対する鉄道構造物等設計標準(耐震設計)の検証に関する調査研究 | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房会計課長<br>須藤 明夫<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R4.8.30  | (公財)鉄道総合技術研究所<br>東京都国分寺光町2-8-38 | 3012405002559 | 鉄道構造物の設計に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第24条の解釈基準に鉄道構造物等設計標準(以下「設計標準」という。)が位置付けられている。<br>構造物の設計は、その構造物を含む鉄道システムによって、安全および安定的な輸送の確保を図ることを目的としている。このうち、構造物の耐震設計に関しては、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震を踏まえて平成10年に制定され、その後平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年にL2地震動の見直し等の改訂を行ったところである。<br>今般、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震では、東北新幹線において、高梁駅(約1,000箇所)の施設被害とともに、福島駅～白石蔵王駅間を走行中のやまびこ223号が脱線する事故が発生し、約1ヶ月の運休となったことから、これまで実施してきた新幹線の地震対策について検証し今後の対策方針を検討することが求められており、学識経験者が参画する新幹線の地震対策に関する検証委員会を設置した。今回の地震に対する現行の設計標準と耐震補強の妥当性を評価するため、設計標準等によるそれらの解析を行う。<br>鉄道システムの一つである鉄道構造物の耐震評価に関する調査の目的及び内容を鑑みれば、本請負事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合かつ実践的な極めて高度な知見が求められるものである。<br>以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所はこうした研究機関であり、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を全て作成し、作成の基礎である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている踏まえると、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 1,995,062  | 1,980,000  | 99.2% | -            | 公財      | 国認定           | 1者      |    |
| 令和4年度 鉄道の基礎・抗土圧構造物の維持管理に関する調査研究           | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房会計課長<br>須藤 明夫<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R4.8.30  | (公財)鉄道総合技術研究所<br>東京都国分寺光町2-8-38 | 3012405002559 | 鉄道構造物の維持管理に係る技術基準は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年12月25日付け国土交通省令第151号)」第87条の解釈基準に鉄道構造物等維持管理標準(以下「維持管理標準」という。)が位置付けられている。<br>維持管理標準には、維持管理の原則から各検査、措置、記録まで維持管理の一連の基本的事項が規定されている。一方で、近年では、地震や水害などの外的条件による変状が増大しているものの、維持管理標準には、これらの変状事例に限り十分な記載がないことから、こうした維持管理の実務に資する情報が求められているところである。<br>このような状況を踏まえ、鉄道システムの一部である鉄道抗土圧構造物の構造形式に応じた変状の把握方法から対策の選定までの体系、水害や地震被害を受けた場合の検査・復旧方法に係る体系を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい、維持管理標準の補正としての手引きをとりまとめることを目的とした調査研究を行うものである。<br>鉄道システムの一部である基礎・抗土圧構造物の維持管理に関する調査の目的及び内容を鑑みれば、本請負事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合かつ実践的な知見が求められるものである。<br>以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所はこうした研究機関であり、既往の鉄道構造物の維持管理標準の原案を作成し、作成の基礎である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている踏まえると、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。  | 13,993,810 | 13,860,000 | 99.0% | -            | 公財      | 国認定           | 1者      |    |

| 物品・役務等の名称及び数量   | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地                           | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所                  | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)  | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率    | 再就職の<br>役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|---|--|----------|------------------------------------|---------------|--|------------|------------|--------|--------------|---------|---------------|---------|----|
|   |  |          |                                    |               |  |            |            |        |              | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 令和4年度 鉄道トンネルの維持管理に関する調査研究                                     | 支出負担行為担当官<br>国土交通省大臣官房会計課長<br>須藤 明夫<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R4.8.30  | (公財)鉄道総合技術研究所<br>東京都国分寺光町2-9-38    | 3012405002559 | 我が国の鉄道は、明治5年の新橋～横浜間の開業を皮切りに明治、大正時代から現在に至るまで多くの路線が整備されているところである。これら鉄道のストックは膨大であり、建設されてから100年以上経過している鉄道構造物も存在している。今後、これら鉄道構造物の安全性を確保するために、経済的かつ効果的に最適な維持管理手法の確立が望まれているところである。<br>鉄道構造物の維持管理にあたっては、鉄道システムを構成している一部である部材の特性を熟知した「診断」及び「評価」を行い、構造物の状態を把握するとともに、それに基づく適切な対策を講じることが重要となる。また、その精度の向上がより経済的かつ効果的な維持管理に結びつくものであると考える。<br>本業務は、鉄道トンネルの構造形式に応じた変状現象及び変状原因の把握から対策の選定までの体系、撮影画像に基づく健全度判定の自動化、定量化手法等を整理し、維持管理の実務者が理解しやすい鉄道構造物等維持管理標準の手引きとして取りまとめることを目的として調査研究を行うものである。<br>鉄道システムの一部であるトンネルの維持管理に関する調査の目的及び内容を鑑みれば、本請負事業を遂行する者には、構造物のみならず、運転、車両、電気等の鉄道技術に関する専門性や経験に加え、鉄道構造物に関する総合的かつ実践的な知見が求められるものである。<br>以上の諸条件を満たす者は、鉄道の総合的かつ高度な技術研究が行われ、日本の鉄道技術を牽引する研究機関となる。公益財団法人鉄道総合技術研究所はこうした研究機関であり、既往の鉄道構造物の設計標準の原案を全て作成し、作成の基礎である調査研究成果、作成検討過程が同研究所に集約されている踏まえ、本調査の実施にあたっては、国内で唯一、同研究所に限られ、競争性の確保は極めて困難と判断される。当該法人は、参加者の有無を確認する公募手続きに基づき選定された法人であり、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する。 | 13,993,810 | 13,860,000 | 99.0%  | -            | 公財      | 国認定           | 1者      |    |
| 令和4年度東北新幹線列車脱線事故に係る地震動による台車の挙動に関する調査の請負(その1)                  | 支出負担行為担当官<br>運輸安全委員会事務局長 柏木 隆久<br>東京都新宿区四谷1-6-1        | R4.8.30  | (公財)鉄道総合技術研究所<br>東京都国分寺市光町2-9-38   | 3012405002559 | 会計法第29条の3第4項<br>予決令第102条の4第3号<br>本作業を実施するにあたっては、実物の台車に地震動を模擬した振動を与え、台車の挙動を計測する実験、シミュレーションモデルの構築等の高度な知見が求められるが、左記指定業者は、上記の実験に適合した振動台実験設備を有し、過去の大規模地震による列車脱線事故においても、同様の実験を実施した実績があり技術的に公平な解析評価を行うことが可能な唯一の機関であるため。   | 3,014,000  | 3,014,000  | 100.0% | -            | 公財      | 国認定           | 1者      |    |
| 令和4年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業「ポストコロナに向けた訪日外国人旅行者の交通に関する態度・容容調査事業」 | 支出負担行為担当官<br>中国運輸局長 益田 浩<br>中国運輸局<br>広島県広島市中区上八丁堀6-30  | R4.9.5   | (公財)中国地域創造研究センター<br>広島県広島市中区小町4-33 | 8240005012380 | 会計法第29条の3第4項<br>予決令第102条の4第3号<br>本業務は、企画競争を実施し、優れた創造性、高度な技術力、豊富な知識及び経験、確実な業務執行体制性の観点から高い評価を受けて選定された左記事業者と随意契約を行うものである。   | 2,500,000  | 2,500,000  | 100.0% | -            | 公財      | 国認定           | 1者      |    |

| 物品役務等の名称及び数量   | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地                           | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所               | 法人番号          | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)   | 予定価格(円)    | 契約金額(円)    | 落札率    | 再就職の役員の数 | 公益法人の場合 |               |         | 備考 |
|--|--|----------|---------------------------------|---------------|---|------------|------------|--------|----------|---------|---------------|---------|----|
|  |  |          |                                 |               |   |            |            |        |          | 公益法人の区分 | 国認定、都道府県認定の区分 | 応札・応募者数 |    |
| 令和4年度 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業『日本遺産「箱根八里」の価値を高める箱根町の新たなレガシー形成に係る調査事業』 | 支出負担行為担当官<br>関東運輸局長<br>新田 慎二<br>神奈川県横浜市中区北仲通5-57       | R4.9.6   | (公財)日本交通公社<br>東京都港区南青山2-7-29    | 5010005018866 | 会計法第29条の3第4項<br>企画競争を実施し内容を評価した結果、当該法人の規格提案書が特定されたため。   | 9,523,000  | 9,461,320  | 99.4%  | -        | 公財      | 国認定           | 1者      |    |
| 鉄道車両における次世代バイオディーゼル燃料  | 支出負担行為担当官代理<br>国土交通省大臣官房参事官<br>木村 大<br>東京都千代田区霞が関2-1-3 | R4.9.8   | (公財)鉄道総合技術研究所<br>東京都国分寺光町2-8-38 | 3012405002559 | 鉄道技術開発・普及促進制度は、鉄道分野における政策課題の解決を目的に、国が技術開発テーマを設定し公募の上、外部の学識経験者からなる鉄道技術開発課題評価委員会(以下「委員会」という。)による専門的・技術的な評価を踏まえ、技術開発機関を選定することとしている。<br>今般、技術開発テーマとして、「鉄道車両におけるバイオディーゼル燃料の導入に向けた技術開発」を設定し公募の上、委員会による評価を行い、「鉄道車両における次世代バイオディーゼル燃料の実証・評価」(公益財団法人 鉄道総合技術研究所)が技術開発課題として選定されたものである。<br>当該機関は、上記のとおり選定された機関であり、審議会等により委託先が決定された者との委託契約に該当するので会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。 | 84,578,769 | 84,512,000 | 99.9%  | -        | 公財      | 国認定           | 1者      |    |
| 令和4年度 将来にわたって旅行者を惹きつける地域・日本の新たなレガシー形成事業『温故知新の心にもれる温泉場 湯平温泉』構築事業                | 支出負担行為担当官<br>九州運輸局長<br>鈴木 史朗<br>福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1    | R4.9.30  | (公財)日本交通公社<br>東京都港区南青山2-7-29    | 5010005018866 | 会計法第29条の3第4項<br>本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性並びに実現性において、公益財団法人日本交通公社が本業務を委託するにあたって適格者と判断し、特定した。<br>このため、本業務は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、公益財団法人日本交通公社と随意契約を締結するものである。   | 9,520,614  | 9,520,614  | 100.0% | -        | 公財      | 国認定           | 3者      |    |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公財  
公社  
特財  
特社

国認定  
都道府県認定